

廃棄物処理施設の立地（設置）の考え方について

1 廃棄物処理施設の立地について

民間事業者が一定規模の廃棄物処理施設（一般廃棄物処理施設は、一日当たりの処理能力が5トン以上、産業廃棄物処理施設は、別途要件）を建設等するには、**都市計画審議会**の議を経て、特定行政庁の**許可**を受ける必要があります。

一方で、市町村がごみ処理施設等を設置する場合は、法律で一般廃棄物の処理が市町村の責務とされていることから、設置する位置を**都市計画決定**することになります。

※都市計画決定：都市計画法に基づく一定の手続により、将来のまちづくりに必要な用途地域や公園、ごみ焼却場などの都市施設等の都市計画を決定すること。

※都市計画審議会：都市計画を定めるときに、都市計画法に基づき都市計画案を調査審議する機関

2 従来の考え方

民間事業者が市内に廃棄物処理施設を立地する場合は、「厚木市特殊建築物等設置に伴う環境保全に係る指導指針」及び「同指導指針基準」（以下、「指導指針等」という。）に適合しなければ、施設を設置することができなくなっています。

廃棄物処理施設は、近隣住民からは迷惑施設であるとの認識であったことから、指導指針等で厳しい要件が課せられており積極的に立地を進めていくものにはなっていません。

立地の主な基準

設置できる区域 工業地域・工業専用地域

敷地境界から300mの範囲内に「住居系用途地域」がないこと

敷地境界から300mの範囲内に次の施設がないこと

住居の密集地、学校、児童福祉施設、老人福祉施設、病院、その他これに類する施設及び公共空地

現状：平成14年以降、指導指針等を運用し立地している件数は、**1件**のみである。

3 今後の考え方

指導指針等が制定された平成14年から約20年が経過し、廃棄物の処理は、焼却処理から資源化・再生利用処理へと転換促進が求められています。本市としても循環型社会の形成を目指していくため、廃棄物の資源化・再生利用を促進していく必要があることから、次の視点で処理施設の立地について見直すものです。

（１）市域内で廃棄物を資源化・再生利用できる環境の整備

近年施行された法律（プラスチックに係る循環資源の促進等に関する法律など）により、様々な取組が求められていることから、「プラスチックリサイクル施設」と「食品資源化施設」について、施設の設置基準の緩和（敷地境界線からの距離など）を図り、資源物を可能な限り市域内で再生させる環境を整備します。

（２）処理経費等の軽減

現在、学校給食等から排出される食品廃棄物を市域外に運搬し資源化処理を行っていますが、運搬に係る経費や、市域外に運搬することに伴うCO2の排出などが課題となっています。食品廃棄物資源化施設が新たに市内に立地することにより、可能な限り市域内で資源を再生させることができれば、運搬費などの経費の軽減につながります。

(3) 既存事業者の事業継続の推進

現在、市内で廃棄物の資源化、再生利用を行っている事業者の事業拡大を図る環境を整備することにより、処理能力の拡大や市内での事業継続を推進するものです。

4 見直しの内容

(1) 基準の緩和

基準を緩和する施設	見直しする内容
プラスチックリサイクル施設 食品資源化施設	・プラスチックリサイクル施設、食品資源化施設 →建屋内にあり、騒音・悪臭が外部に漏れないよう措置を講じた場合は、300mの範囲内であっても設置可能とする。

(2) 用途地域の考え方

工業地域、工業専用地域は、工業の立地を主体とした地域であることから、市民生活への影響を最小限に抑えるため、設置できる区域の緩和は行いません。

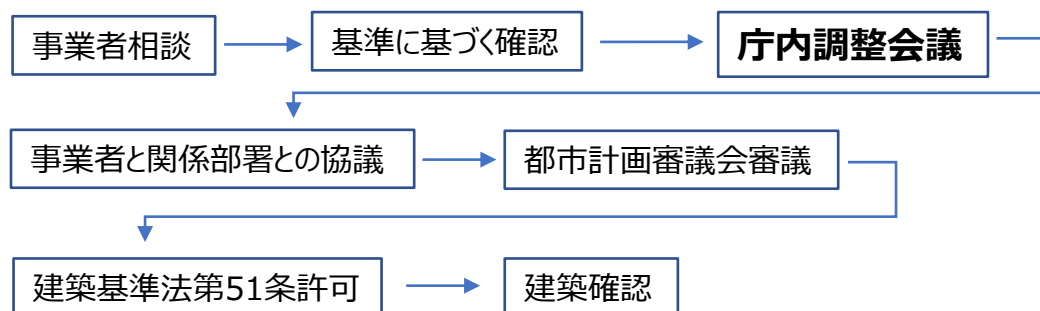
(3) 循環型社会に対応した見直し

現在、指導指針と指導指針基準で運用を行っていますが、指導指針と指導指針基準を統合し、廃棄物関連法令に基づいた循環型社会の推進に対応する基準を新たに制定します。

(4) 庁内連絡体制の整備

都市計画法、建築基準法、厚木市住みよいまちづくり条例などが関係することから、事業者と関係部署が協議するための庁内会議の体制を整えます。

協議のフローチャート



5 近隣市の状況

No.	市名	敷地境界からの距離	No.	市名	敷地境界からの距離
1	厚木市	300m	5	相模原市	なし
2	伊勢原市	300m	6	平塚市	なし
3	秦野市	100m	7	大和市	なし
4	綾瀬市	50m（焼却施設は300m）	8	座間市	なし